7　第２次試験

⑴　試験種目　企画提案試験、政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月24日（火）及び11月25日（水）又は11月26日（木）及び11月27日（金）のいずれか指定する連続した２日間

⑶　試験地　次表に掲げる第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験すること。

なお、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地が２か所ある場合は、いずれかを第１次試験合格通知書で指定する。

第　１　次　試　験　地	第　２　次　試　験　地
札　幌　市	東　京　都、さいたま市
仙　台　市	
東　京　都	
名古屋市	
大　阪　市	大　阪　市
広　島　市	
高　松　市	
福　岡　市	
那　覇　市	

8　英語試験　英語試験による加算を求める受験者は、2021（令和３）年４月１日以後に受験したＴＯＥＦＬ（iBT）、ＴＯＥＩＣ Listening & Reading Test（公開テストに限る。）、ＩＥＬＴＳ又は実用英語技能検定のいずれかの試験（以下「対象試験」という。）の成績を証する書面の原本の提示及びその写しの提出（対象試験の成績を証する電磁的記録を出力することにより作成した書面であって、試験機関が当該書面に記載された事項を利用して真正な成績を確認することができるものを提出することを含む。以下「成績証明書の提示等」という。）をすること。成績証明書の提示等をした受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。

9　最終合格者発表　2026（令和８）年12月17日（木）に、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月31日（金）９時から８月24日（月）までとし、2026（令和８）年８月24日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月31日（金）から８月３日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問　合　せ　先）		
札 幌 市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙 台 市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
東 京 都	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
名古屋市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
大 阪 市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
広 島 市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
高 松 市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３－33
福 岡 市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那 覇 市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込み及び英語試験に関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

諸　事　項